

**全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護指針
（全国銀行個人信用情報センターにおける個人信用情報の
保護と利用に関する自主ルール）**

全国銀行個人情報保護協議会

第1章 目的および定義

(目的)

第1条 本指針は、全国銀行個人情報保護協議会（以下「協議会」という。）の会員のうち一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）を対象とする、協議会規約第4条第1項第1号の規定にもとづく個人情報保護指針として、全銀協が個人情報情報の取扱いに関して、その設置、運営する全国銀行個人情報センター（以下「センター」という。）およびセンターの会員に遵守させるべき基本事項を定めることにより、個人情報情報の適正な保護と利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本指針においては、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「提携他情報機関」とは、センターが情報交流に関する提携（以下「CRIN」という。）を行う株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーをいう。
- 二 「個人情報機関」とは、センターおよび提携他情報機関をいう。
- 三 「会員」とは、センターまたは提携他情報機関に加盟する者をいう。ただし、「センターの会員」というときはセンターに加盟する者をいう。
- 四 「登録」とは、個人情報機関がその会員に個人情報を提供するために構築するデータベース（以下「個人情報データベース」という。）に個人情報を記録することをいう。ただし、特に個人情報機関の会員の行為については、個人情報データベースに登録するためにその加盟する個人情報機関に個人情報を提供することをいう。
- 五 「照会」とは、個人情報機関の会員が個人情報機関に登録されている個人情報の提供を受けることをその加盟する個人情報機関に依頼することをいう。
- 六 「削除」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の一部を項目単位で利用できない状態にすることをいう。
- 七 「取消」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報のすべての項目を利用できない状態にすることをいう。
- 八 「訂正等」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の変更、訂正、追加または削除をいう。
- 九 「利用停止等」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の利用の停止または登録の取消をいう。
- 十 「個人情報」とは、センターの会員がセンターへの登録のために記録媒体等に記録した個人情報、センターに登録されている個人情報、またはセンターの会員がセンターへの照会により提供を受けた個人情報（CRINにより提携他情報機関から提供を受ける個人情報を含む。）をいう。

十一 「規則等」とは、全国銀行個人信用情報センター規則その他のセンターに関する全銀協の決定事項をいう。

十二 「指針等」とは、本指針および規則等をいう。

十三 前各号に定めるほか、他に特段の定めのない限り、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および同施行令の定義に従う。

第2章 組織

（組織）

第3条 センターは、全銀協が設置、運営し、所定の資格を具えたセンターの会員をもって組織するものとする。

（加盟資格）

第4条 センターの会員は、一般会員および特別会員とし、その加盟資格は次のとおりとする。

一 一般会員

全銀協の正会員

二 特別会員

次のいずれかを満たすもの

- ① 上記一以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- ② 政府関係金融機関またはこれに準ずるもの
- ③ 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）にもとづいて設立された信用保証協会
- ④ 個人に関する与信業務を営む法人で、一般会員または特別会員のうち上記①もしくは②の推薦を受けたもの

（会員資格の取得）

第5条 前条の加盟資格を有するものは、規則等に定めるところにより、加盟申請書等の必要書類を全銀協に提出し、全銀協の業務委員会の加盟承認を受け、全銀協との間で指針等の遵守を含む基本契約の締結を完了したときにセンターの会員資格を取得するものとする。ただし、加盟承認に当たって、全銀協の業務委員長が必要と判断する場合には、全銀協の理事会の承認を受けるものとする。

第3章 会員の義務等

（関係法令等の遵守）

第6条 センターの会員は、個人情報情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法およびその関係法令等を遵守しなければならない。

【運用上の考え方】

- 1 「関係法令等」の「等」とは、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等をいう。
- 2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）等、個人情報保護法に相当する他の法令等の適用を受けるセンターの会員にあっては、当該法令等を遵守する。

（指針等の遵守）

第7条 センターの会員は、指針等を遵守しなければならない。

（会員の協力）

第8条 センターの会員は、相互に誠意と信頼をもってセンターの運営に協力するものとする。

（同意の取得および公表）

- 第9条** センターの会員は、新規与信判断のためにセンターに個人信用情報の照会をする場合には、申込書等の同意文言によって事前に本人の同意を取得しなければならない。
- 2 センターの会員は、センターに個人信用情報が登録される取引の契約を締結する場合には、契約書等の同意文言によって事前に本人の同意を取得しなければならない。
 - 3 センターの会員は、センターへの個人信用情報の照会および登録について公表しなければならない。
 - 4 前3項に規定する同意および公表の文言等は、別紙1によるものとする。

（共同利用の公表）

- 第10条** センターの会員は、官報情報について個人情報保護法第23条第5項第3号に規定する共同利用（以下「共同利用」という。）を行う旨を別紙1により公表しなければならない。
- 2 センターの会員のうち各地手形交換所参加金融機関である者は、不渡情報について共同利用を行う旨を各地手形交換所が定めるところにより公表しなければならない。

（照会目的の制限）

- 第11条** センターの会員は、次の場合に限り、センターに個人信用情報の照会をすることができるものとする。
- 一 与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために必要な場合
 - 二 個人信用情報の苦情処理のために必要な場合

- 三 個人信用情報の正確性または最新性を維持するために必要な場合
- 2 前項に規定する「返済能力の調査」とは、次のために必要な調査をいい、そのために取得した情報を匿名化されたスコアリングモデルの構築のために利用することを含む。
- 一 ローン等の与信取引を実行するかの判断
 - 二 ローン等の与信取引の条件（期間・金額・金利・保証料等）に関する判断
 - 三 カードローン等の極度額・期間の変更・更新等に関する判断
 - 四 期限の利益喪失に関する判断
- 3 第1項に規定する「返済能力に関する情報」とは、残債額、延滞等の区分および入金区分をいう。

（目的外利用の禁止）

- 第12条** センターの会員は、センターから取得した個人信用情報を前条に規定する以外の目的で利用してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
- 一 第45条（モニタリング）に規定するモニタリングのために必要な場合
 - 二 第14条第1項（秘密の保持）ただし書に該当する場合
 - 三 過去において与信取引上の判断が適正に行われたことを検証するために必要な場合

（与信取引上の判断の自主性）

- 第13条** センターの会員は、与信取引上の判断について自主性を保有し、センターから取得した個人信用情報に拘束されないものとする。

（秘密の保持）

- 第14条** センターの会員は、センターから取得した個人信用情報を自己のためにのみ利用するものとし、他者の利用に供しまたは公開してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
- 一 法令にもとづく場合
 - 二 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 センターの会員は、センターに登録されている個人信用情報またはセンターから取得した個人信用情報について、個人情報保護法第28条にもとづく開示の請求を受けたときは、センターが作成するパンフレット等により、当該開示に係る手続きを説明するものとする。
- 3 前2項の規定は、センターの会員資格を喪失した後も、同様とする。

【運用上の考え方】

本条第1項ただし書は、センターから取得済みの個人信用情報の取扱いに関するものであり、これを根拠にセンターへの照会を行うことは認められないことに留意する

(第 11 条 (照会目的の制限) 参照)。

(個人信用情報の適正な取得)

第 15 条 センターの会員は、偽り等不正の手段により個人信用情報を取得してはならない。

【運用上の考え方】

個人信用情報機関が本人開示において交付する書面の提出もしくは提示を求め、またはその内容を聴取することは、原則として本条に抵触することに留意する。ただし、センターの会員がセンターに登録した情報について苦情の申立を受けるに際し、当該書面の提示を受ける場合はこの限りでない。

(個人信用情報の登録)

第 16 条 センターの会員は、規則等に定めるところにより、個人信用情報をセンターに正確に登録しなければならない。

(個人信用情報の正確性・最新性維持等)

第 17 条 センターの会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、センターに登録する個人信用情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置等)

第 18 条 センターの会員は、その取り扱う個人信用情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人信用情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な組織的、人的および技術的な安全管理措置を講じなければならない。

2 センターの会員は、その従業者に個人信用情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人信用情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督（教育・研修の実施を含む。）を行わなければならない。

3 センターの会員は、個人信用情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人信用情報の安全管理および目的外利用防止等が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 センターの会員は、個人信用情報の漏えい事案等の事故が生じた場合に迅速かつ適切な対応を講じることができるよう、漏えい事案等の事故の発生時の監督当局等およびセンターへの報告、事実関係および再発防止策等の公表、漏えい事案等の対象となった本人への通知等の対応を予め定めなければならない。

5 前 4 項に関する指針は、別紙 2 のとおりとする。

6 センターの会員は、個人信用情報を提供または受領したときは、個人情報保護法にもとづく第三者提供に係る確認・記録義務に沿った対応を行わなければならない。

(個人信用情報管理責任者の設置)

第 19 条 センターの会員は、個人信用情報の安全管理および目的外利用防止等の徹底に関する全責任を負う者として個人信用情報管理責任者を設置し、取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者がその任に当たるものとする。

(訂正等)

第 20 条 センターの会員は、本人から、センターに登録した個人信用情報に誤りがあり、事実でないという理由によって当該個人信用情報の内容の訂正等の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果にもとづき、原則として当該個人信用情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 センターの会員は、前項の規定にもとづき請求を受けた個人信用情報の内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

(利用停止等)

第 21 条 センターの会員は、本人から、個人信用情報が第 12 条（目的外利用の禁止）の規定に違反して利用されているという理由、第 15 条（個人信用情報の適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由または第 32 条（個人情報の登録に関する制限）に違反して登録されたものであるという理由によって、当該個人信用情報の利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人信用情報の利用停止等を行わなければならない。

2 センターの会員は、本人から、個人信用情報が第 9 条（同意の取得および公表）の規定に違反して登録されているという理由または個人情報保護法第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人信用情報の第三者への提供の停止または登録の取消の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該個人信用情報の第三者への提供の停止または登録の取消を行わなければならない。

3 センターの会員は、第 1 項の規定にもとづき請求を受けた個人信用情報の利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前項の規定にもとづき請求を受けた個人信用情報の第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行ったとき、または第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

(理由の説明)

第 22 条 センターの会員は、前 2 条の規定により、本人から請求を受けた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる

措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないまたは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。

(代理人による訂正等の請求)

第 23 条 センターの会員は、第 20 条（訂正等）第 1 項または第 21 条（利用停止等）第 1 項もしくは第 2 項の規定による請求（以下本条において「訂正等の請求」という。）を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または訂正等の請求をすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、訂正等の請求をすることにつき本人が委任した代理人から訂正等の請求を受けた場合には、第 20 条（訂正等）第 2 項もしくは第 21 条（利用停止等）第 3 項の規定による通知または前条（理由の説明）の規定による説明は、本人にのみ直接行うことができるものとする。

(個人信用情報の取扱いに関する苦情処理)

第 24 条 センターの会員は、個人信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(センターの苦情処理に対する協力)

第 25 条 センターの会員は、個人信用情報の取扱いに関する苦情についてセンターから事実関係の調査を依頼されたときは、速やかに調査し、その結果をセンターに報告しなければならない。

2 センターの会員は、前項の規定にもとづいてセンターから調査を依頼された苦情が第 20 条（訂正等）または第 21 条（利用停止等）に相当する内容である場合において、本人から請求を受けた措置の全部もしくは一部について、その措置をとらない旨もしくはその措置と異なる措置をとる旨をセンターに報告するときは、本人に対し、措置をとらないもしくは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。

(苦情処理体制の整備)

第 26 条 センターの会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(センターの業務内容等の周知)

第 27 条 センターの会員は、センターが作成するパンフレットを店頭に備え置き、顧客にセンターの業務内容、情報の開示等についての周知を図るものとする。

第4章 センターの義務等

(関係法令等の遵守)

第28条 センターは、個人情報情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法およびその関係法令等を遵守しなければならない。

(指針等の遵守)

第29条 センターは、指針等を遵守しなければならない。

(公正な業務運営)

第30条 センターは、個人情報情報の適正な保護と利用を図るために、公正な業務運営を行うものとする。

(情報の登録期間)

第31条 センターの会員またはセンターがセンターに登録する個人情報情報の登録期間は次のとおりとする。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
センターの会員がセンターを利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(個人情報情報の登録に関する制限)

第32条 センターは、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人

情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、同法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除く。)を登録項目としてはならない。ただし、センター業務に必要な場合を除く。

【運用上の考え方】

次に該当する場合は、本条に抵触しないものとする。

- 一 センターが官報から収集して登録する破産等の情報の住所が本籍地である場合

(登録情報の利用または提供)

第33条 センターは、センターに登録されている個人情報情報を次の場合に限り利用または提供できるものとする。

- 一 規則等に定めるところによりセンターの会員から照会があった場合
- 二 CRINにより提携他情報機関の会員から照会があった場合
- 三 本人開示、苦情処理、情報の正確性・最新性維持、センターの会員に対する規則等の遵守状況のモニタリング等の個人情報情報の保護と適正な利用の確保のために必要な場合
- 四 法令にもとづく場合
- 五 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報情報の正確性・最新性維持等)

第34条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、センターに登録する個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置等)

第35条 センターは、その取り扱う個人情報情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な組織的、人的および技術的な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 センターは、その従業者に個人情報情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督(教育・研修の実施を含む。)を行わなければならない。
- 3 センターは、個人情報情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 4 センターは、個人情報情報の漏えい事案等の事故が生じた場合に迅速かつ適切な対応を講じることができるように、漏えい事案等の事故の発生時の監督当局等への報告、事実関係および再発防止策等の公表、漏えい事案等の対象となった本人および会員への通知等の対応を予め定めなければならない。
- 5 前4項に関してセンターが講じる措置は別紙2に準ずるものとし、その適切な取扱いおよび適切な安全管理措置の実施を確認するために、外部監査を受けるものとする。
- 6 センターは、個人情報情報を提供または受領したときは、個人情報保護法にもとづく第三者提供に係る確認・記録義務に沿った対応を行わなければならない。

(個人情報管理責任者の設置)

第36条 センターは、個人情報情報の安全管理および目的外利用防止等の徹底に関する全責任を負う者として個人情報管理責任者を設置し、担当役員がその任に当たるものとする。

(本人開示)

第37条 センターは、本人から、センターに登録されている個人情報情報の開示の請求を受けたときは、遅滞なく、本人にこれを開示するものとする。

(訂正等)

第38条 センターは、本人から、センターに登録されている個人情報に誤りがあり、事実でないという理由によって当該個人情報情報の内容の訂正等の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内で、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果にもとづき、原則として当該個人情報情報の内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 センターは、前項の規定にもとづき請求を受けた個人情報情報の内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

(利用停止等)

第39条 センターは、本人から、個人情報情報が第12条（目的外利用の禁止）もしくは第33条（登録情報の利用または提供）の規定に違反して利用されているという理由、第15条（個人情報情報の適正な取得）の規定に違反して取得されたものまたは第32条（個人情報情報の登録に関する制限）の規定に違反して登録されたものであるという理由によって、当該個人情報情報の利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報情報の利用停止等を行わなければならない。

- 2 センターは、本人から、個人情報情報が第9条（同意の取得および公表）の規定に違反して登録されているという理由または個人情報保護法第24条（外国にある第三者

への提供の制限) に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報情報の第三者への提供の停止または登録の取消の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報情報の第三者への提供の停止または登録の取消を行わなければならない。

- 3 センターは、第1項の規定にもとづき請求を受けた個人情報情報の利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前項の規定にもとづき請求を受けた個人情報情報の第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行ったとき、または第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

(理由の説明)

第40条 センターは、前2条の規定により、本人から請求を受けた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないまたは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。ただし、当該措置の決定がセンターの会員による報告にもとづく場合には、その理由の説明は当該会員が行うように求めるものとする。

(代理人による開示等の請求)

第41条 センターは、第37条(本人開示)の規定による請求(以下本条において「開示の請求」という。)を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または開示の請求をすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、開示の請求をすることにつき本人が委任した代理人から開示の請求を受けた場合には、本人にのみ直接開示することができる。

- 2 センターは、第38条(訂正等)第1項または第39条(利用停止等)第1項もしくは第2項の規定による請求(以下本条において「訂正等の請求」という。)を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または訂正等の請求をすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、訂正等の請求をすることにつき本人が委任した代理人から訂正等の請求を受けた場合には、第38条(訂正等)第2項もしくは第39条(利用停止等)第3項の規定による通知または前条(理由の説明)の規定による説明は、本人にのみ直接行うことができるものとする。

(個人情報情報の取扱いに関する苦情処理)

第42条 センターは、個人情報情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(苦情処理体制の整備)

第43条 センターは、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる

従業者への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第 44 条 センターは、本指針、本人開示等の手続と手数料、加盟する会員の名称等をセンターのウェブサイトへの継続的な掲載により公表するものとする。

第 5 章 実効性の確保

(モニタリング)

第 45 条 センターは、センターの会員における指針等の遵守状況、会員資格、および会員による個人情報へのアクセスに対する適切かつ継続的なモニタリングを行うものとする。

(処分および罰則)

第 46 条 センターは、センターの会員による指針等の遵守状況に問題があると認められる場合には、次の処分または罰則を実施することができるものとする。

一 処分

- ① 注意
- ② 過怠金

二 罰則

- ① 戒告
- ② 勧告
- ③ 罰金
- ④ 情報の全部または一部の利用停止
- ⑤ 除名
- ⑥ 会員名および罰則内容等のセンターの全会員への通知および公表

2 センターは、センターの会員による個人情報への不適正な利用があった場合には、処分または罰則を実施するとともに、再発防止策を講じるものとする。

(協議会への報告等)

第 47 条 センターは、協議会に対し、センターの運営、本人開示、苦情処理、会員に対する処分・罰則等に関する定期または随時の報告等を行うものとする。

平成17年 4月 実施
平成19年10月 一部改正
平成21年 4月 一部改正
平成21年11月 一部改正
平成23年 4月 一部改正
平成24年10月 一部改正
平成26年 9月 一部改正
平成27年 1月 一部改正
平成28年 5月 一部改正
平成29年 3月 一部改正

全国銀行個人信用情報センターの利用・登録に関する同意および公表について

本 文	運用上の考え方
<p>全国銀行個人信用情報センターの会員は、以下に定めるところにより、同意の取得および公表を行うものとする。</p> <p>1. 同意の取得</p> <p>(1) 同意の取得時期</p> <p>① 後記4.「(1)申込書等における同意文言」による同意 原則として取引の申込み受付時まで</p> <p>② 後記4.「(2)契約書等における同意文言」による同意 取引の契約締結時まで</p> <p>(2) 同意の取得方法</p> <p>申込書、契約書または申込者・契約者から別途徴求する書面等に、署名もしくは捺印またはこれらに準ずる方法により同意を取得し、それを証する資料を保存する方法による。</p>	<p>・後記4.「(1)申込書等における同意文言」による同意は、取引の申込み受付時まで取得することを原則とするが、申込みの受付形態によっては、最初にセンターに照会を行うときまで(正式審査に先立ち実施する仮審査、事前審査においてセンターに照会を行う場合はそのときまで)に取得すれば足りるものとする。</p> <p>・後記4.「(2)契約書等における同意文言」による同意は、取引の契約締結時まで取得する。</p> <p>なお、申込み受付時に併せて取得することでも差し支えない。</p> <p>・同意の取得方法には、録音等の書面によらない方法が含まれるが、同意の取得を証する資料の保存が必要であることに注意する。</p> <p>・申込書または契約書に同意文言を記載する場合は、個人情報の取扱い以外の契約条項等と明確に分離して記載すること。</p>

本 文	運用上の考え方
<p>(3) 同意書面の交付</p> <p>同意を取得した際には、当該同意を取得した書面の写しまたは当該書面に記載した同意文言と同一の同意文言を記載した書面を申込者または契約者に交付するものとする。</p> <p>2. 公表</p> <p>後記5の公表文言ひな型の内容を平成17年4月1日までに会員のウェブサイトへの掲載等により公表し、以後も公表を継続する。</p> <p>3. 同意・公表文言の変更または追加</p> <p>会員は、後記同意・公表文言ひな型に規定する内容をすべて含み、かつ自主ルール等に反しない範囲内でのみ、その変更または追加を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み受付または契約の形態により受付または契約時に同意書面を交付することが困難な場合には、受付または契約後遅滞なくこれを交付または送付しなければならない。 なお、申込者自らが取引の申込み受付時に利用同意書面を印刷できる等容易にこれを取得できる状態を整備している場合には、その交付を行わなくても差し支えない。 ・ ウェブサイトへの継続的な掲載に代わる手段としては、店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備え付け等が考えられる。 ・ 本同意文言ひな型はローン申込書等に規定することを想定した項目、用語となっている。保証、クレジットカード、当座取引、連帯保証人については、当該取引に合った用語に変更して差し支えない。 また、公表文言についても、取扱業務に合った用語に変更して差し支えない。 ・ 「ウェブサイト」の表記については語法の統一による変更であり、従前の「ホームページ」の表記でも差し支えない。

4. 同意文言ひな型

(1) 申込書等における同意文言

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>第〇条（個人信用情報機関の利用等）</p> <p>1. 申込者は、当行（社）が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当行（社）がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。</p>	<p>・「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）第2条第2項にもとづき、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】の部分に利用目的の制限を受ける法令等の条項を記載する（以下同じ。）</p> <p>例：銀行法施行規則第13条の6の6、信用金庫法施行規則第110条、割賦販売法第39条、貸金業法施行規則第10条の3</p> <p>（編注）①信用金庫法施行規則については、平成18年4月28日内閣府令第60号により、従前の「第15条の5の6（返済能力情報の取扱い）」の条項が第110条として改正され、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行されている。</p> <p>②貸金業法施行規則については、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、従前の「貸金業の規制等に関する法律第30条」の条項に代わり、平成19年11月7日内閣府令第79号により、「貸金業法施行規則第10条の3」として新設され、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月19日）から施行されている。</p> <p>（注1）利用目的について複数の法令等により同様の制限を受ける場合には、代表的な法令の条項一つを明記したうえで、他の法令等は「等」と記載してもよい。</p> <p>（注2）保証の同意文言も同一としてよい（保証会社には銀行法施行規則等の適用はないが、同意文言にこれを記載して、銀行等の同意文言と統一してよい）。・「返済能力の調査」とは、次のために必要な調査をいい、そのために取得した情報を匿名化されたスコアリングモデルの構</p>

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>2. 当行（社）がこの申込みに関して、当行（社）の加盟する個人情報機関を利用した場合、申込者は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p> <p>3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報機関 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL03-3214-5020</p> <p>② 同機関と提携する個人情報機関 (株)日本信用情報機構</p>	<p>築のために利用することを含む（以下同じ）。</p> <p>ア. ローン等の与信取引を実行するか判断 イ. ローン等の与信取引の条件（期間・金額・金利・保証料等）に関する判断 ウ. カードローン等の極度額・期間の変更・更新等に関する判断 エ. 期限の利益喪失に関する判断</p> <p>・「返済能力に関する情報」とは、残債額、延滞等の区分、入金区分をいう（以下同じ）。</p> <p>・センターが作成するパンフレットを店頭に備え置き、顧客にセンターの業務内容、情報の開示・訂正等の手続等について説明可能な体制を整備するものとする。</p> <p>・各個人情報機関のウェブサイトアドレスと電話番号は必須記載とする。なお、住所、性格に関する記載は任意とするが、記載する場合は次のとおりとする。</p> <p>全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 （建物建替えのため、平成28年10月11日（予定）から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのウェブサイトに掲載されます。）</p> <p>主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構</p>

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p> http://www.jicc.co.jp/ TEL 0570-055-955 (株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp/ TEL 0120-810-414 </p>	<p> 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関 </p>

(2) 契約書等における同意文言

契約書等における同意文言ひな型	運用上の考え方								
<p>第〇条（個人信用情報機関への登録等）</p> <p>1. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当行（社）が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。</p> <table border="1" data-bbox="215 635 1075 1260"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 635 645 684">登録情報</th> <th data-bbox="645 635 1075 684">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 684 645 876">氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td data-bbox="645 684 1075 876">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 876 645 1117">借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</td> <td data-bbox="645 876 1075 1117">本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1117 645 1260">当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</td> <td data-bbox="645 1117 1075 1260">当該利用日から1年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
登録情報	登録期間								
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間								
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間								
当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間								

契約書等における同意文言ひな型		運用上の考え方
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	
<p>2. 契約者は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行（社）ではできません。）。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL 03-3214-5020</p>		<p>・左記には、個人情報情報機関から取得した情報により与信取引上の判断が適正に行われたことを検証するために必要な利用も含まれる。</p> <p>・各個人情報情報機関のウェブサイトアドレスと電話番号は必須記載とする。なお、住所、性格に関する記載は任意とするが、記載する場合は次のとおりとする。</p> <p>全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 （建物建替えのため、平成28年10月11日（予定）から平成32年度まで</p>

契約書等における同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>② 同機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp/ Tel 0570-055-955</p> <p>(株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp/ Tel 0120-810-414</p>	<p>東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。(仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのウェブサイトに掲載されま す。)</p> <p>主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業 等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト 15階</p> <p>主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用 情報機関</p>

5. 公表文言ひな型

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>○. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について</p> <p>(1) 当行（社）は、個人信用情報機関およびその加盟会員（当行（社）を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法にもとづくお客様の同意をいただいております。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当行（社）がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。</p> <p>② 下記の個人情報（その履歴を含む。）が当行（社）が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。</p>	<p>・個人信用情報機関の利用・登録は個人データの第三者提供であり、自行（社）の利用目的の一つとして公表する（個人情報保護法第18条第1項、第27条第1項第2号）。</p>

公表文言ひな型		運用上の考え方
登録情報	登録期間	
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	
当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>(2) 当行（社）は、当行（社）が加盟する個人情報情報機関において、下記のとおり個人情報保護法にもとづく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。</p> <p>① 共同利用される個人データの項目 官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）</p> <p>② 共同利用者の範囲 全国銀行個人情報センターの会員および全国銀行協会 （注）全国銀行個人情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人情報情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。 ア．全国銀行協会の正会員 イ．上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関 ウ．政府関係金融機関またはこれに準じるもの エ．信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）にもとづいて設立された信用保証協会 オ．個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの</p> <p>③ 利用目的 全国銀行個人情報センター会員における自己の与信取引上の判断</p> <p>④ 個人データの管理について責任を有する者の名称 全国銀行協会</p>	<p>・左記は官報情報の共同利用に関する公表文言である。</p> <p>なお、手形交換所参加金融機関にあつては、各地手形交換所が定めるところにより、不渡情報の共同利用に関する公表を行う必要がある。</p>

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。</p> <p>(4) 上記の個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行（社）ではできません。）。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 （建物建替えのため、平成28年10月11日（予定）から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのウェブサイトに掲載されます。） TEL 03-3214-5020 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関</p> <p>② 同機関と提携する個人情報情報機関 (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp/ 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0570-055-955</p>	

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー</p> <p>http://www.cic.co.jp/</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階</p> <p>Tel 0120-810-414</p> <p>主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p>	

以 上